

平成 31 年 1 月 18 日

平 成 31 年 1 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

平成 31 年 1 月 18 日

午後 2 時

2. 場 所

能代市役所大会議室

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
		11	大鐘 正彦
2	安井 鐘美	12	佐々木博子
3	平川 義市	13	金谷 和美
4	茂呂 誠	14	山崎 和博
5	袴田 謙	15	飯坂 司
6	高橋 英敏	16	堀内 直富久
7	佐々木 力	17	工藤 次雄
8	渋谷 孝一	18	秋林 富美雄
		19	佐藤 信孝
10	熊谷 治		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	高橋 豊彦	9	大高 富子

5. 事務局出席者

職名	氏名
事務局長	佐藤 義光
局長補佐	佐藤 英夫
主査	工藤 徹也

<p>6. 案 件</p> <p>議 案 番 号</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>報告事項1</p> <p>報告事項2</p> <p>報告事項3</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積計画について</p> <p>能代市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見の徴取について</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</p> <p>農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>農用地利用配分計画について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 議席番号1番高橋豊彦委員、9番大高富子委員の2名です。 19名中17名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、佐藤会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局 説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。 次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号13番金谷和美委員と議席番号14番山崎和博委員の両名にお願いいたします。 それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。なお、関連がありますので、報告事項2と併せ事務局の説明を願います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので、ご提案いたします。 所有権移転 5件、譲渡人5人、譲受人5人、申請土地の面積は田が57,100㎡、畑が5,431㎡、計62,531㎡。 賃借権設定 7件、賃貸人7人、賃借人5人、申請土地の面積は田のみで4</p>

1, 657㎡。

使用貸借権設定 2件、貸人2人、借人2人、申請土地の面積は田が10,339㎡、畑が13,306㎡、計23,645㎡となっております。

2ページをご覧ください。

所有権移転 整理番号1 申請土地は腹鞆ノ沢54、地目は畑で、面積885㎡、10a当たりの価格は■■■■■、移転事由は経営拡張です。

整理番号2 申請土地は榊山崎62、地目は田で、面積1,021㎡ほか計58筆、53,206㎡、価格は■■■■■移転事由は後継者への生前一括贈与です。

整理番号3 申請土地は竹生字竹生228、地目は田で、面積1,152㎡ほか計3筆、3,905㎡、価格は■■■■■移転事由は経営拡張です。

整理番号4 申請土地は扇田字大館鼻3-1、地目は田で、面積576㎡、価格は■■■■■移転事由は経営拡張です。

整理番号5 申請土地は切石字下畑25-1、地目は畑で、面積509㎡ほか計9筆、3,959㎡、価格は■■■■■移転事由は経営拡張です。

なお、この案件は合意解約の通知があります。

22ページをご覧ください。

合意解約 整理番号9 解約した土地は切石字下畑25-1、地目は畑で、面積509㎡ほか計9筆、3,959㎡、離作条件はなし、解約事由は経営縮小で、合意解約成立月日、土地の引渡月日ともに11月30日です。

4ページにお戻りください。

賃借権設定 整理番号6 申請土地は須田字谷地中146、地目は田で、面積1,028㎡ほか計6筆、4,510㎡、10a当たりの賃借料は■■■■■申請事由は経営拡張で、設定期間は3年間です。

山崎和博委員 今回の許可申請は、件数も多く、事前に議案配付していることから説明を省略したらいかがでしょうか。

議長 山崎和博委員より説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議無いようですので、説明を省略させていただきます。

事務局 以上、いずれの案件も農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可できるものと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

本案は原案のとおり承認することに決しました。
次に、**議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を付すためご提案いたします。

7ページをご覧ください。

賃借権設定、件数1件、賃貸人2人、借借人1人、現況地目は田1, 515㎡、畑2, 304㎡、合計面積3, 819㎡になります。

8ページをご覧ください。

賃借権設定、整理番号1、申請土地は、浅内字大山3外2筆、現況地目は田1筆、4, 909㎡の内1, 515㎡、畑2筆、23, 903㎡の内2, 304㎡、合計3, 819㎡、申請事由は砂採取を行うための1年間の一時転用であり、農用地区域内農地となっております。

場所は、9ページをご覧ください。

能代市と三種町との境にある場所で、国道7号線のローソン能代浅内店より西側へ約2, 200m、黒岡部落より南西側に約800mの場所にある農地になります。

周囲の状況は、北側と東側は農地で囲まれているため、10ha以上の一団の農地であり、農用地区域内農地となっております。

事業内容は、10ページをご覧ください。

申請人は、土木工事業ですが、これまでも砂採取の1年間の許可を受けている場所で、今回は継続して行いたいという申請内容となっております。

申請土地は、周辺農地に比べて地盤が高いため、同じ高さになるまで砂採取を行い、農地を低くしたいという内容であり、砂採取後は農地として利用する計画となっております。

事業費は、全額自己資金であり、金融機関の残高証明書を添付しております。

被害防除は、採取地の土砂等が、隣接する農地に崩れないよう十分な距離をとるなど、農地に被害が及ばないように計画されております。

その他、関係法令の許可等の状況ですが、道路使用許可は許可期限を過ぎているものではなく、問題ないものと思われま。

砂採取の一時転用は、県の砂採取と同時許可になるため、県の担当者と連絡調整等を図りながら、手続きを進めて参りたいと考えております。

以上ですので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

本案は現地調査を行っておりますので、その報告をお願いいたします。

山崎和博委員

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の現地調査の結果をご報告いたします。

1月8日(火)午後1時30分から、現地調査班第6班、11番:大鐘委員、18番:秋林会長代理、事務局2人と私の計5人で現地調査を行いました。

整理番号1は、砂採取のための一時転用の申請ですが、現況地目は田・畑になっておりました。

(異議なしの声)

議 長

本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、**議案第4号 能代市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見の聴取**についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事 務 局

議案第4号 能代市農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見の聴取についてご提案いたします。

13ページをご覧ください。

件数9件、筆数は20筆、現況地目は田のみで、面積は57,161㎡になります。

14-1ページをご覧ください。

整理番号1、申出土地は、鯺渚字一本柳1-1外1筆、現況地目は田のみ、面積は1,932㎡、整理番号2、申出土地は、鯺渚字一本柳3-1外3筆、現況地目は田のみ、面積は4,059㎡の内3,128㎡、整理番号3、申出土地は、鯺渚字一本柳4-1外1筆、現況地目は田のみ、面積は1,935㎡、整理番号4、申出土地は、鯺渚字一本柳6-1、現況地目は田のみ、面積は968㎡の内100㎡、整理番号5、申出土地は、鯺渚字一本柳43外2筆、現況地目は田のみ、面積は3,093㎡、整理番号6、申出土地は、鯺渚字一本柳44外1筆、現況地目は田のみ、面積は2,062㎡、整理番号7、申出土地は、鯺渚字一本柳91外1筆、現況地目は田のみ、面積は2,062㎡。

14-2ページをご覧ください。

整理番号8、申出土地は、鯺渚字一本柳93外1筆、現況地目は田のみ、面積は2,062㎡の内1,131㎡、申請の概要は、大規模小売店舗の建設を計画しており、店舗用地として使用したいため、農振地域から除外したいという内容であり、申請面積は18筆、15,443㎡、整理番号1～8までの申請人と申請の概要は同じになります。また、整理番号6は賃借人、整理番号8は借人がいる農地ですので、備考欄に氏名を記載しております。

場所は、14-3ページをご覧ください。

国道7号線の南側にある国土交通省能代河川国道事務所の東側と南東側の隣接地になっております。

事業内容は、14-4ページをご覧ください。

申請人は、ホームセンターを営んでいる会社ですが、今回の申請地に大規模小売店舗と駐車場466台分を建設したいという計画であり、事業全体の敷地面積は約3haになります。

14-5ページをご覧ください。

今回の事業計画地は、黒枠で囲んでいる農地になりますが、このうち①の農地は、都市計画区域内の特別工業地区であるため、農振地域から除外されている農地になります。今回農振地域から除外したい農地は、②の農振農用地の斜線が引かれている農地になります。

次に14-2ページにお戻りください。

整理番号9、申出土地は、浅内字留山2-3外1筆、現況地目は田のみで、面積は41,718㎡になります。

申請の概要は、マイニング作業用のサーバー設置を計画しており、大量の電力を消費するため、太陽光発電施設を設置して、発電した電力を自己消費した

いという内容であり、申請面積は2筆、41,718㎡になります。

場所は、14-6ページをご覧ください。

黒岡自治会から東側に約50mの位置になっております。

事業内容は、14-7ページをご覧ください。

申請人は、再生可能エネルギー設備の運営・管理を行う会社ですが、今回の申請地にマイニング作業用サーバーを34基設置し、消費電力は太陽光発電施設で発電する電力でまかないたいという計画になっております。

太陽光パネルを8,160枚、34区画に分けて設置し、1区画ごとにサーバーを設置するため、発電した電力は売電は行わずに、全て自己消費することになります。もし電力が不足した場合は、東北電力から購入する計画になっております。

14-8ページをご覧ください。

今回、農振地域から除外申請があった農地は、農振農用地として、斜線が引かれている農地になります。図面の左側にある浅内字留山10は事業計画地には入っていますが、現況地目が山林であるため、今回の除外申請には含まれないことになります。

マイニングについて配付した資料で説明いたします。

朝日新聞掲載「キーワード」の解説「マイニング」によると、仮想通貨は銀行のような取引を確認する機関がない。取引はユーザーのコンピューターが膨大な計算式を解いて承認作業をしている。作業に協力したユーザーは新規発行された仮想通貨を報酬として得る仕組みだ。金鉱山を掘り当てる作業に似ているため一連の流れは「採掘(マイニング)」と呼ばれる、となっております。

以上ですので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問等はありませんか。

平川義市委員 マイニングという聞きなれない言葉ですが、申請人は会社をやっている方ですか。自己消費とありますが、具体的には何に使用するのですか。

事務局 蓄電施設は設けないとのこと。電力が余った場合放電するというか、発電した電力は34台のサーバーで使い切るということです。余る場合は想定してなくて、足りない場合は買うということです。

平川義市委員 サーバーで何をやるのですか。

事務局 サーバーでマイニング作業をするということです。サーバーとはパソコンの大きいものと考えて下さい。データ解析を行うものです。

平川義市委員 そういう施設を作るのですか。

事務局 上に太陽光パネルを敷き詰めて、下にサーバーを置くというイメージです。1区画に数百枚の太陽光パネルを設置し、下に防犯設備を整えたサーバーを置くということです。サーバーには世界中から接続されることになります。その処理を行うことにより、報酬が会社に振り込まれる計画です。

袴田謙委員

申請人の住所が千代田区大手町一丁目1番1号となっているが、実在しない住所ではないですか。

事務局

この事業を行うために作られている会社です。名前はあるがまだ実像がない状況です。親会社はセンチュリーエナジーという発電事業者で太陽光とか風力発電を手がけている全国的に展開している会社です。子会社でマイニング作業を行うということです。今後転用申請が出てくる際には、具体的な内容が出てきます。今回の農振除外申請に当っては、皆様の質問にお答えするだけの資料は添付されておりません。今回は、農振から除外していかとのことであり、その後転用の許可申請時にはもう少し詳しい資料が出てくると思います。

今回の農振除外は、市長名で農業委員会へ意見が求められておりますが、市の方で除外したいということで農業委員会に意見を求めてきたということで、農業委員会がよしとすれば市では除外したいという意向なので、また、農転の際にはもう少し詳しい内容が出てくることとなります。市ではこの事業所の内容を了としているわけですから、その辺を踏まえて農業委員会に農業委員会にお諮りしているわけです。サーバーで処理する際には、大きな電力が必要であり、電力を買うよりも太陽光パネルで発電した方が経費が安くなるという判断のもとに計画されているものです。

熊谷治委員

この図面を見ると黒岡自治会に近くなっており、地元の理解が得られているのですか。周りの農地に影響があるかどうかについてとか。

金谷和美委員

自治会には一応説明みたいなものはありました。
今後住民の方に説明会を開催するとかの予定はあると伺っていますか。

事務局

転用申請の際には、業者に指導して行きたいと考えております。

議長

他に質問等ありませんか。

(なしの声)

議長

なしの声がありますので、本案は原案のとおり承認してご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

本案は原案のとおり承認することに決しました。
次に、**報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について**を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議長

報告事項でありますのでご了承願います。
次に、**報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について**を議

題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長

報告事項でありますのでご了承願います。

次に、**報告事項3 農用地利用配分計画**についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

議 長

報告事項でありますのでご了承願います。

続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

(事務局説明)

- ・今後の行事予定について
- ・農地利用最適化交付金事業の今後の進め方について
- ・能代市農業委員会研修旅行友の会細則の一部改正について
- ・農業委員会懇親会について

議 長

委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議 長

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時50分

議 長

議事録署名委員

13 番

14 番